



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

号外 1

令和7年12月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

条　　例

- 28 新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 29 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 30 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 31 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 32 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課）
- 33 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（法務文書課）
- 34 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（防災企画課）
- 35 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（福祉保健総務課）
- 36 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 37 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 38 コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 39 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（雇用能力開発課）
- 40 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例（スポーツ課）
- 41 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（経営普及課）
- 42 新潟県内水面水産試験場手数料条例（水産課）
- 43 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例（漁港課）
- 44 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（用地・土地利用課）
- 45 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 46 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 47 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 48 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 49 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 50 新潟県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 51 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 52 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局経営企画課）

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (5) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (7) 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (8) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (11) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県内水面水産試験場手数料条例
- (16) 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (21) 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例
- (22) 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例
- (23) 新潟県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例
- (24) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例
- (25) 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第28号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(4)の2 (略)					(1)～(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額		対象となる事務	名 称	区 分	金 額
(略)					(略)				
8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置 (略)	1件につき <u>19,100円</u>	8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置 (略)	1件につき <u>15,000円</u>
(略)					(略)				
11	(略)	(略)	(略)	(略)	11	(略)	(略)	(略)	(略)
11 の 2	家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工	家畜人工授精師養成講習手数料		1件につき 40,000円					

授精に関する講習会の開催

(略)

15	家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略) (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ (略) (10) 豚のオースキー病検査	1件につき <u>6,800円</u> 1件につき <u>880円</u>
(略)				

(6) 土木部関係

授精に関する講習会の開催

(略)

15	家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略) (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合 イ (略) (10) 豚のオースキー病検査	1件につき <u>6,000円</u> 1件につき <u>800円</u>
(略)				

(6) 土木部関係

	対象となる事務	名 称	区 分	金 額
(略)				
34 の 4	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号) <u>第5条の</u> <u>13第1項</u> の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)

	対象となる事務	名 称	区 分	金 額
(略)				
34 の 5	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条</u> <u>の16第1</u> 項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する	(略)	(略)	(略)

消費性能適合性判定	(2)及び基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準 <u>(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(以下この項において「気候風土適応住宅」という。)にあっては、同号口(1)の基準に限る。)</u> をいう。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合 (ア)～(カ) (略) オ 住宅部分について仕様基準による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号口(2)の基準 <u>(気候風土適応住宅にあっては、同号口(2)の基準に限る。)</u> をいう。 42の項及び43の項において同じ。)又は誘導仕様基準による基	(略)		消費性能適合性判定	(2)及び基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合 (ア)～(カ) (略) オ 住宅部分について仕様基準による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号口(2)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。)又は誘導仕様基準による基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号口(2)の基準をい		

			準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(<u>気候風土適応住宅</u> にあっては、 <u>同号ロ(2)の基準に限る。</u>)をいう。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合(ア)～(カ)(略)	(略)			う。42の項及び43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合(ア)～(カ)(略)	(略)	
42	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 床面積の増加をしようとする場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(ウ)(略) (エ) <u>仕様・計算併用法等</u> による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 (オ)(略)	(略)		42	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 床面積の増加をしようとする場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(ウ)(略) (エ) <u>仕様・計算併用法</u> による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 (オ)(略)	(略)

			よる基準に適合するかどうかの判定を行う場合 a～f (略) (オ) (略)	(略)			る基準に適合するかどうかの判定を行う場合 a～f (略) (オ) (略)	(略)
43	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	(略) (4) <u>仕様・計算併用法</u> 等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	(略)			(略) (4) <u>仕様・計算併用法</u> による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	(略)
			(略)				(略)	
			(略)				(略)	

(6)の2・(7) (略)

(8) 選挙管理委員会関係

対象とな	名 称	区 分	金 額
------	-----	-----	-----

対象とな	名 称	区 分	金 額
------	-----	-----	-----

(略)				
2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政党助成法(平成6年法律第5号) 第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	(1) 用紙に複写する場合 (2) シー・ディー・アールに複写する場合	用紙1枚につき 10円 シー・ディー・アール1枚につき、220円に都道府県提出文書1枚ごとに10円を加えた額
(9)	(略)			

(9) (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第6号の表34の4の項から34の6の項までの改正 公布の日
- (2) 別表第8号の表の改正 令和8年1月1日

新潟県条例第29号

知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- (期末手当の内払)
- 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新潟県条例第30号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第7条</u>）</p> <p>第2章 旅費の種目及び内容</p> <p> 第1節 通則（第8条）</p> <p> 第2節 交通費（第9条—第12条）</p> <p> 第3節 宿泊費等（第13条—第15条）</p> <p> 第4節 転居費等（第16条—第18条）</p> <p> 第5節 その他の種目（第19条—第21条）</p> <p>第3章 雜則（第22条—第28条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の人</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第14条</u>）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第29条）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（第30条—第39条の2）</p> <p>第4章 雜則（第40条—第42条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>

事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

2 この条例（第38条の2及び第38条の3第1項を除く。）において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条（略）

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6)（略）

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ若しくはエの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3～5（略）

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるとき

（旅費の支給）

第3条（略）

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6)（略）

(7) 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第34条の4第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3～5（略）

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

は、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」といふ。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額、旅客運賃又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額又は内国旅行に伴う実費額により支給す

る。

- 7 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費、死亡手当及び旅行手当とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 5 外国旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 6 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 7 旅行手当は、外国旅行のうち第38条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。

- 2 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数による。
- 3 前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条及び第11条 削除

第12条 1日の旅行において、旅行雑費、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相

当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費、日当又は宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 (扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書 (当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者 (以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～6 (略)

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、人事委員会規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、旅行雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道 (鉄道事業法 (昭和61年法律第92号) 第2条第1項に規定する鉄道事業の用

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金及び寝台料金によ

に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

る。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項に規定する特別車両料金は、公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

4 第1項に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路であつて座席指定料金を徴する客車を運行するものによる旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

5 第1項に規定する寝台料金は、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

（船賃）

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合は、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合

<p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(航空賃)</p> <p><u>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>運賃</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>座席指定料金</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>前2号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額</u></p> <p style="text-align: center;">(その他の交通費)</p> <p><u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業</u></p>	<p>には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金</u></p> <p>2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p style="text-align: center;">(航空賃)</p> <p><u>第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p style="text-align: center;">(車賃)</p> <p><u>第18条 車賃の額は、次の各号に規定する額による。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>公共交通機関により旅行する場合には、旅客運賃</u></p>
--	---

- (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する費用
- (2) 道路運送法第3条第1号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれらに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用
- (3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして人事委員会規則で定める費用
- (4) 前3号に掲げる費用以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

(2) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合には、1キロメートルにつき22円

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により前2号の規定による車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額

2 前項第2号の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第19条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により人事委員会規則で定める時刻以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は人事委員会規則で定める時刻以後に在勤庁又は住所若しくは居所に帰着する日の旅行雑費の額は、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ加えた額とする。

(1) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域内における旅行（在勤地を区域とする市町村の市役所又は町村役場（在勤地が新潟市の区域である場合にあつては県庁、在勤地が地域振興局が設置されている庁舎の所在する市町村（新潟市を除く。）の区域である場合にあつては当該庁舎）から路程100キロメートル以上の区域に市役所又は町村役場（市役所又は町村役場が所在する市町村が新潟市である場合にあつては県庁、市役所又は町村役場が所在する市町村が地域振興局が設置されている庁舎の所在する市町村（新潟市を除く。）である場合にあつては当該庁舎）が

		<p><u>所在する市町村の区域を基準として、交通機関の運行状況等を考慮して人事委員会規則で定める県内の市町村の区域内における旅行の場合に限る。) 1日につき550円</u></p> <p><u>(2) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域内における旅行 (前号に掲げるものを除き、職員が公務上の必要により通信、連絡等に要する料金を負担した場合に限る。) 1日につき300円</u></p> <p><u>(3) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域外における旅行 1日につき1,100円</u></p> <p><u>2 公務上の必要により旅行中に有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担する場合には、前項の規定によるもののほか、旅行雑費として、その実費額を支給する。</u></p>
		<p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第20条 宿泊料の額は、1夜につき1万900円とする。</u></p>
		<p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>
		<p><u>(食事料)</u></p> <p><u>第21条 食事料の額は、1夜につき2,200円とする。</u></p>
		<p><u>2 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
		<p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p>
		<p><u>第4節 転居費等</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一地域（本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいう。）内における旅行については、着後滞在費は、支給しない。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、第19条第1項第3号に規定する額の5日分及び第20条第1項に規定する額の5夜分に相当する額による。

2 前項の規定にかかわらず、同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）内における旅行については、着後手当は、支給しない。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、その者の旧居住地から新居住地までの旅行について、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費（第19条第1項第1号及び第3号に掲げる旅行に係るものに限る。次号及び第3号において同じ。）、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額

当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 前項各号の規定により旅行雑費を計算する場合における第19条第1項第1号及び第3号の規定の適用については、旧住所又は旧居所を在勤庁と、旧居住地を在勤地と、それぞれみなす。

3 第1項の規定により旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられ

3 前条第2項の規定は、家族移転費について準用する。

た日における扶養親族とみなして前3項の規定を適用する。

5 前条第2項の規定は、扶養親族移転料について準用する。

第25条から第27条まで 削除

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第39条第1項第3号イ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費

は、第24条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして人事委員会規則で定める費用の額とする。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費は、旅行者が公務上の必要により旅行中に人事委員会規則で定める種類の経費を負担した場合の費用とし、その額は、人事委員会規則で定める額とする。

(死亡手当)

第21条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める定額とする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食事料又は本邦に到着した日までの食事料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の規定にかかわらず、本邦を出発した日又は本邦に到着した日における旅行雑費は支給しないものとする。

(鉄道賃)

第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上に階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃
 - イ 最上級の運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上に階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級(当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときにつきにあつては、最下級の直近上位の級)の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食事料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応

じた別表第2の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

- 4 第31条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

- 5 食事料の額は、別表第2の定額による。

- 6 第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

(移転料)

第34条の2 赴任の際扶養親族 (赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額 (以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額 (前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額) にその100分の10に相当する額を加算した額
- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額 (前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額

- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第34条の4第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる

場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、人事委員会規則で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第24条第3項及び第4項の規定は前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第34条の3 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2の日當定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第34条の4 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- (2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- (3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

- (1) 配偶者及び12歳以上の子については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、第24条第1項及び第2項の規定に準じて計算した額による。

4 第24条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

第35条 削除(外国旅行雑費)

第36条 外国旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他人事委員会規則で定めるものの実費額による。

(死亡手当)

第37条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には49万円とし、同項第7号の規定に該当する場合にはその額の2分の1に相当する額とする。ただし、旅行中に死亡した場合(死亡地が本邦である場合を除く。)には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、新潟市を当該職員の旧在勤地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、新潟市を当該職員の新在勤地とみなして第29条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者が第3条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 配偶者が第34条の4第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

(2) 配偶者が第34条の4第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

4 第29条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第38条 漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給することが適当ないと認められる旅行については、第6条第1項に掲げる普通旅費に代え旅行手当を支給する。

2 旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど任命権者が人事委員

会と協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第38条の2 外国のお勤地 (在勤地から8キロメートル以内の地域をいう。次条第1項において同じ。) 内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要のある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費
- (2) 旅行が、行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、別表第2の日當定額の3分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）
- (3) 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合には、別表第2の日當定額の2分の1に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第38条の3 外国のお勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第31条、第32条又は第33条第2項の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日當額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 2 第34条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 外国お勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、次に規定する旅費
- ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日ま

での旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

(イ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から新潟市までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）

(ロ) 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(ハ) 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの第19条第1項第3号及び第20条第1項の規定による前職務相当の旅行雑費及び宿泊料

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から新潟市までの前章の規定による前職務相当の旅費

(ナ) 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

イ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号アの規定に準じて計算した旅行雑費及び宿泊料

ウ 退職等を知つた日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、ア又はイに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第34条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料又は第19条第1項第3号及び第20条第1項の規定による前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費及び日当については15日分、宿泊料について

ては15夜分を超えることができない。

(イ) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(ウ) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号イの規定に準じて計算した旅費

(5) 外国在勤の職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から新潟市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手當に相当する部分を除く。）

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ、第3号イ又は第4号ウに規定する期間を延長することができる。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ人事委員会規則で定める。

(遺族の旅費)

第39条の2 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から新潟市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手當に相当する部分を除く。）並びに新潟市を居住地とみなして第29条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雜則

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)**第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費**

(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号(第3号を除く。)に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、渡航雑費及び旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条(第2項を除く。)、第19条及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の調整)

第40条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第41条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

<p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第27条</u> 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後において当該旅行者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>	<p><u>第42条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会規則で定める地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の10分の8に相当する額とする。</u></p> <p><u>5 当分の間、第15条第3項及び第16条第1項第4号の規定にかかわらず、特別車両料金及び特別船室料金は、支給しない。</u></p> <p><u>6 当分の間、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同号に規定する運賃は、支給しない。</u></p>
---	--

第2条 職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の旅費に関する条例第41条の改正(「第41条」を「第26条」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 第2項の規定にかかわらず、新条例第16条から第18条までの規定は、施行日以後の赴任に係る旅費の支給について適用し、施行日前の赴任に係る旅費の支給については、なお従前の例による。
- 6 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 7 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(旅費及び費用弁償)			(旅費及び費用弁償)		
第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。			第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。		
(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額			(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、 <u>旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）</u> を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額		
第9条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級	第15条第3項	公務上の必要により特別車両料金	特別車両料金
第10条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分さ	最上級	第16条第1項 第1号	下級	上級
			第16条第1項 第4号	公務上の必要により第2号	第2号
			第19条第1項 第1号	550円	825円
			第19条第1項 第3号	1,100円	1,650円
			第20条第1項	1万900円	1万6,500円
			第21条第1項	2,200円	3,300円
			第22条第1項 第1号	別表第1	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）別表第1に規定する内

				閣総理大臣等に 係る額に相当す る額
	れた船舶に より移動す るときは最 下級、外国 旅行の場合 であつて運 賃の等級が 区分された 船舶により 移動すると きは最上級 (等級が3 以上に区分 された船舶 により移動 する場合に は、最上級 の直近下位 の級)		第31条第1号	最上級の直 近下位の級
			第32条第1号 ア	最上級の2 階級下位の 級
			第32条第1号 イ	下級
			第33条第1項 第1号	最下級(当 該旅行にお ける特別の 事情を考慮 して人事委 員会規則で 定めるとき にあつて は、最下級 の直近上位 の級)
第11条第2項	運賃の等級 が区分され た航空機に より移動す る場合に は、最下級 の運賃の額 とする。た だし、次の 各号に掲げ る場合は、 当該各号に 定める額と する。 (1) 外国旅 行の場合 であつて、長時 間にわた る移動と して人事 委員会規 則で定め るもの (次号に おいて 「特定航 空移動」 といふ。) をすると き(同号)	最上級の運賃 の額とする。	第34条第1項 、第4項及 び第5項、第 34条の2第1 項、第34条の 3、第38条第 1項並びに第 38条の2第2 号から第4号 まで	別表第2
			第37条第1項	49万円
				80万円

	に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額 (2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額			
第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額		

(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

第9条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3	最上級		
			第15条第3項	公務上の必要により特別車両料金
			第16条第1項 第1号	下級
			第16条第1項 第4号	公務上の必要により第2号
			第19条第1項 第1号	550円
			第19条第1項 第3号	1,100円
			第20条第1項	1万900円
			第21条第1項	2,200円
			第22条第1項 第1号	別表第1
				旧旅費法別表第1に規定する指

(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例〔附則第5項及び第6項の規定を除く。〕を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

第15条第3項	公務上の必要により特別車両料金	特別車両料金
第16条第1項 第1号	下級	上級
第16条第1項 第4号	公務上の必要により第2号	第2号
第19条第1項 第1号	550円	750円
第19条第1項 第3号	1,100円	1,500円
第20条第1項	1万900円	1万4,800円
第21条第1項	2,200円	3,000円
第22条第1項 第1号	別表第1	旧旅費法別表第1に規定する指

	以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)			定職の職務にある者に係る額に相当する額
第10条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)	最上級	第31条第1号 第32条第1号 ア	最上級の直近下位の級 最上級の2階級下位の級
第11条第2項 第1号	長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。)	運賃の等級が2に区分された航空機により移動をするとき	第32条第1号 イ	運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
第11条第2項 第2号	特定航空移動をするとき	移動をするとき	第33条第1項 第1号	運賃を、3に区分する船舶による旅行の場合は中級の運賃、2に区分する船舶による旅行の場合は下級の運賃
第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定め	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別	第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	最下級(当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときには、最下級の直近上位の級)
			第37条第1項	別表第2
				旧旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
				49万円
				64万円

	る額	表第2に規定する指定職職員等に係る額に相当する額		
(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額			(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。 <u>ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</u>	
(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額			(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。 <u>ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</u>	
第9条第2項	最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級	第15条第3項	公務上の必要により特別車両料金
第10条第2項	最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級	第16条第1項 第1号	下級
第11条第2項	長時間にわ	運賃の等級が2	第16条第1項 第4号	下級の直近上位の級
			第19条第1項 第1号	第2号
			第19条第1項 第3号	550円
			第20条第1項	650円
			第21条第1項	1,100円
			第22条第1項 第1号	1,300円
				1万900円
				1万3,100円
				2,200円
				2,600円
				別表第1
				旧旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額

	第1号	たる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）	に区分された航空機により移動をするとき	第31条第1号	最上級の直近下位の級	最上級
	第11条第2項 第2号	特定航空移動をするとき	移動をするとき	第32条第1号 ア	最上級の2階級下位の級	最上級の直近下位の級
	第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者に係る額に相当する額	第32条第1号 イ	運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃	運賃を、3に区分する船舶による旅行の場合にあつては中級の運賃、2に区分する船舶による旅行の場合にあつては下級の運賃
				第33条第1項 第1号	最下級（当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときにあつては、最下級の直近上位の級）	最下級の直近上位の級
				第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	別表第2	旧旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
				第37条第1項	49万円	58万円
	(5)・(6) (略) 2・3 (略)			(5)・(6) (略) 2・3 (略)		

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新潟県条例第31号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の使用距離</th><th>手当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>8キロメートル以上10キロメートル未満</td><td>6,300円</td></tr> <tr> <td>10キロメートル以上12キロメートル未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>12キロメートル以上14キロメートル未満</td><td>8,700円</td></tr> <tr> <td>14キロメートル以上16キロメートル未満</td><td>9,900円</td></tr> <tr> <td>16キロメートル以上18キロメートル未満</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>18キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>12,200円</td></tr> <tr> <td>20キロメートル以上22キロメートル未満</td><td>13,400円</td></tr> <tr> <td>22キロメートル以上24キロメートル未満</td><td>14,500円</td></tr> <tr> <td>24キロメートル以上26キロメートル未満</td><td>15,700円</td></tr> <tr> <td>26キロメートル以上28キロメートル未満</td><td>16,800円</td></tr> <tr> <td>28キロメートル以上30キロメートル未満</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>30キロメートル以上32キロメートル未満</td><td>19,100円</td></tr> <tr> <td>32キロメートル以上34キロメートル未満</td><td>20,200円</td></tr> <tr> <td>34キロメートル以上36キロメートル未満</td><td>21,400円</td></tr> <tr> <td>36キロメートル以上38キロメートル未満</td><td>22,500円</td></tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	手当額	(略)		8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円	10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円	12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円	14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円	16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円	18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円	20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円	22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円	24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円	26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円	28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円	30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円	32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円	34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円	36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の使用距離</th><th>手当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>8キロメートル以上10キロメートル未満</td><td>6,200円</td></tr> <tr> <td>10キロメートル以上12キロメートル未満</td><td>7,400円</td></tr> <tr> <td>12キロメートル以上14キロメートル未満</td><td>8,500円</td></tr> <tr> <td>14キロメートル以上16キロメートル未満</td><td>9,600円</td></tr> <tr> <td>16キロメートル以上18キロメートル未満</td><td>10,700円</td></tr> <tr> <td>18キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>11,800円</td></tr> <tr> <td>20キロメートル以上22キロメートル未満</td><td>12,900円</td></tr> <tr> <td>22キロメートル以上24キロメートル未満</td><td>13,900円</td></tr> <tr> <td>24キロメートル以上26キロメートル未満</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>26キロメートル以上28キロメートル未満</td><td>16,000円</td></tr> <tr> <td>28キロメートル以上30キロメートル未満</td><td>17,000円</td></tr> <tr> <td>30キロメートル以上32キロメートル未満</td><td>18,100円</td></tr> <tr> <td>32キロメートル以上34キロメートル未満</td><td>19,100円</td></tr> <tr> <td>34キロメートル以上36キロメートル未満</td><td>20,200円</td></tr> <tr> <td>36キロメートル以上38キロメートル未満</td><td>21,200円</td></tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	手当額	(略)		8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円	10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円	12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円	14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円	16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円	18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円	20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円	22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円	24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円	26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円	28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円	30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円	32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円	34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円	36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
片道の使用距離	手当額																																																																				
(略)																																																																					
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円																																																																				
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円																																																																				
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円																																																																				
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円																																																																				
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円																																																																				
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円																																																																				
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円																																																																				
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円																																																																				
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円																																																																				
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円																																																																				
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円																																																																				
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円																																																																				
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円																																																																				
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円																																																																				
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円																																																																				
片道の使用距離	手当額																																																																				
(略)																																																																					
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円																																																																				
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円																																																																				
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円																																																																				
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円																																																																				
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円																																																																				
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円																																																																				
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円																																																																				
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円																																																																				
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円																																																																				
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円																																																																				
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円																																																																				
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円																																																																				
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円																																																																				
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円																																																																				
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円																																																																				

38キロメートル以上40キロ メートル未満	23,600円	38キロメートル以上40キロ メートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロ メートル未満	24,800円	40キロメートル以上42キロ メートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロ メートル未満	25,900円	42キロメートル以上44キロ メートル未満	24,300円
44キロメートル以上46キロ メートル未満	27,100円	44キロメートル以上46キロ メートル未満	25,400円
46キロメートル以上48キロ メートル未満	28,200円	46キロメートル以上48キロ メートル未満	26,400円
48キロメートル以上50キロ メートル未満	29,300円	48キロメートル以上50キロ メートル未満	27,400円
50キロメートル以上52キロ メートル未満	30,500円	50キロメートル以上52キロ メートル未満	28,500円
52キロメートル以上54キロ メートル未満	31,600円	52キロメートル以上54キロ メートル未満	29,500円
54キロメートル以上56キロ メートル未満	32,800円	54キロメートル以上56キロ メートル未満	30,600円
56キロメートル以上58キロ メートル未満	33,900円	56キロメートル以上58キロ メートル未満	31,600円
58キロメートル以上60キロ メートル未満	35,000円	58キロメートル以上60キロ メートル未満	32,600円
60キロメートル以上62キロ メートル未満	36,200円	60キロメートル以上62キロ メートル未満	33,700円
62キロメートル以上64キロ メートル未満	37,300円	62キロメートル以上64キロ メートル未満	34,700円
64キロメートル以上66キロ メートル未満	38,500円	64キロメートル以上66キロ メートル未満	35,800円
66キロメートル以上68キロ メートル未満	39,600円	66キロメートル以上68キロ メートル未満	36,800円
68キロメートル以上70キロ メートル未満	40,700円	68キロメートル以上70キロ メートル未満	37,800円
70キロメートル以上72キロ メートル未満	41,900円	70キロメートル以上72キロ メートル未満	38,900円
72キロメートル以上74キロ メートル未満	43,000円	72キロメートル以上74キロ メートル未満	39,900円
74キロメートル以上76キロ メートル未満	44,200円	74キロメートル以上76キロ メートル未満	41,000円
76キロメートル以上78キロ メートル未満	45,300円	76キロメートル以上78キロ メートル未満	42,000円
78キロメートル以上80キロ メートル未満	46,400円	78キロメートル以上80キロ メートル未満	43,000円
80キロメートル以上	47,600円	80キロメートル以上	44,100円
(3) (略)		(3) (略)	
3～10 (略)		3～10 (略)	
(特地勤務手当等)		(特地勤務手当等)	
第20条の2 (略)		第20条の2 (略)	
2 (略)		2 (略)	
		3 特地公署が第17条の2第1項の人事委員会規則	

(宿日直手当)

第24条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては2万2,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

2 (略)

(初任給調整手当)

第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万7,600円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万2,100円

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上あるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当との他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(宿日直手当)

第24条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

2 (略)

(初任給調整手当)

第24条の5 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41万6,600円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 5万1,600円

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上あるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割

<p>める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の53.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の63.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料 月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				

53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900						
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200						
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500						
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800						
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000						
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300						
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600						
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800						
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000						
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300						
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600						
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800						
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000						
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300						
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600						
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800						
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000						
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300						
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600						
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800						
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000						
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300							
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600							
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800							
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000							
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300							
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600							
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800							
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000							
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300							
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600							
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800							
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000							
86	266,200	305,800	355,700	397,000								
87	266,500	306,100	356,100	397,400								
88	266,800	306,400	356,500	397,800								
89	267,100	306,700	356,700	398,100								
90	267,400	307,000	357,100	398,600								
91	267,700	307,300	357,500	399,000								
92	268,000	307,600	357,900	399,400								
93	268,300	307,800	358,100	399,700								
94		308,000	358,400									
95		308,300	358,800									
96		308,700	359,100									
97		308,900	359,400									
98		309,200	359,800									
99		309,500	360,200									
100		309,900	360,600									
101		310,100	361,100									
102		310,400	361,500									
103		310,700	361,900									
104		311,000	362,300									
105		311,200	362,800									
106		311,500	363,200									
107		311,800	363,500									
108		312,100	363,800									
109		312,300	364,200									
110		312,600										
111		313,000										
112		313,300										
113		313,500										

	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額									
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	円 544,100

備考 (1) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2 (第6条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料 月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		

53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400				
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700				
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900				
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200				
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400				
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700				
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000				
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200				
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400				
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700				
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000				
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300				
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500				
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800				
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100				
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400				
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600				
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900				
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200				
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500				
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700				
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800					
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100					
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300					
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500					
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800					
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100					
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300					
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500					
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800					
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100					
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300					
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500					
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100						
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500						
88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900						
89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200						
90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600						
91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000						
92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400						
93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700						
94	318,100	340,300	366,600	402,600							
95	319,000	341,500	368,100	403,100							
96	319,800	342,700	369,500	403,600							
97	320,500	343,900	370,800	404,000							
98	321,400	345,200	372,000	404,500							
99	322,300	346,400	373,100	405,000							
100	323,200	347,600	374,300	405,400							
101	324,100	349,000	375,400	405,700							
102	325,100	349,900	376,500	406,100							
103	326,100	350,900	377,600	406,500							
104	327,000	352,000	378,700	406,800							
105	327,800	353,100	379,900	407,100							
106	328,400	354,200	380,400	407,600							
107	329,000	355,200	381,000	408,100							
108	329,600	356,200	381,600	408,600							
109	330,100	357,400	382,200	408,900							
110	330,600	358,400	382,700	409,400							
111	331,000	359,400	383,100	409,900							
112	331,500	360,300	383,600	410,400							
113	332,300	361,200	384,000	410,700							

	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 (1) この表は、警察官に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第3 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	

	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800			
	99	320,400	410,800			
	100	321,100	411,800			
	101	321,900	412,700			
	102	322,700	413,700			
	103	323,600	414,800			
	104	324,400	415,900			
	105	325,000	416,600			
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			

	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

- 備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担任するもの及び養護の業務を行うものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

□ 教育職給料表 (三)

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	

	58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	
	59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900	
	60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100	
	61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700	
	62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500	
	63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200	
	64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700	
	65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000	
	66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300	
	67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700	
	68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100	
	69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400	
	70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800	
	71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100	
	72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400	
	73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700	
	74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000	
	75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300	
	76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600	
	77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800	
	78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100	
	79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400	
	80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600	
	81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800	
	82	306, 100	371, 500	428, 000		
	83	306, 700	372, 800	428, 300		
	84	307, 300	374, 000	428, 500		
	85	307, 700	375, 200	428, 700		
	86	308, 100	376, 400	429, 000		
	87	308, 600	377, 500	429, 300		
	88	309, 100	378, 600	429, 500		
	89	309, 500	379, 600	429, 700		
	90	310, 000	380, 700	430, 000		
	91	310, 400	381, 800	430, 300		
	92	310, 900	382, 900	430, 500		
	93	311, 200	384, 000	430, 700		
	94	311, 700	385, 100	431, 000		
	95	312, 200	386, 100	431, 300		
	96	312, 600	387, 200	431, 500		
	97	312, 900	388, 200	431, 700		
	98	313, 300	389, 200			
	99	313, 700	390, 100			
	100	314, 100	391, 000			
	101	314, 500	391, 800			
	102	314, 800	392, 800			
	103	315, 100	393, 600			
	104	315, 400	394, 500			
	105	315, 600	395, 300			
	106	315, 900	396, 200			
	107	316, 200	397, 100			
	108	316, 400	398, 000			
	109	316, 600	398, 800			
	110	316, 800	399, 800			
	111	317, 100	400, 700			
	112	317, 400	401, 600			
	113	317, 600	402, 200			
	114	317, 800	403, 100			
	115	318, 000	404, 000			
	116	318, 300	404, 900			
	117	318, 600	405, 700			
	118	318, 800	406, 400			
	119	319, 100	407, 200			

	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考 (1) この表は、中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担任せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

別表第4（第6条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	

	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 (1) この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			

		57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
		58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
		59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
		60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
		61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
		62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
		63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
		64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
		65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
		66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
		67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
		68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
		69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
		70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
		71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
		72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
		73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
		74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
		75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
		76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
		77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
		78	265,000	301,000	338,100	359,700			
		79	265,300	301,200	338,500	359,900			
		80	265,500	301,500	339,000	360,200			
		81	265,700	301,800	339,500	360,700			
		82	266,000	302,000	339,800	361,000			
		83	266,300	302,300	340,000	361,300			
		84	266,500	302,600	340,300	361,600			
		85	266,700	302,800	340,700	362,000			
		86		303,000	341,100	362,300			
		87		303,200	341,400	362,600			
		88		303,400	341,700	362,900			
		89		303,800	342,000	363,300			
		90		304,000	342,200	363,600			
		91		304,200	342,600	363,800			
		92		304,400	342,900	364,100			
		93		304,800	343,100	364,400			
		94		305,000	343,400	364,800			
		95		305,200	343,700	365,200			
		96		305,500	343,900	365,600			
		97		305,800	344,100	366,100			
		98		306,000	344,400	366,500			
		99		306,200	344,700	366,900			
		100		306,500	344,900	367,300			
		101		306,800	345,100	367,800			
		102		307,000	345,300				
		103		307,200	345,700				
		104		307,500	345,900				
		105		307,800	346,100				
		106			346,400				
		107			346,800				
		108			347,200				
		109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額							
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

備考 (1) この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員については、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	

	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300			
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
	110	306, 500	337, 800	372, 400				
	111	306, 700	338, 100	372, 900				
	112	307, 000	338, 400	373, 300				
	113	307, 300	338, 700	373, 700				
	114	307, 500	339, 100	374, 100				
	115	307, 800	339, 400	374, 600				
	116	308, 000	339, 700	375, 100				
	117	308, 300	339, 900	375, 500				
	118	308, 500	340, 200	376, 000				
	119	308, 800	340, 500	376, 500				

	120	309,100	340,700	377,000					
	121	309,400	340,900	377,300					
	122	309,700	341,200						
	123	310,000	341,500						
	124	310,300	341,800						
	125	310,500	342,000						
	126	310,700	342,300						
	127	311,000	342,600						
	128	311,400	342,800						
	129	311,600	343,000						
	130	311,900	343,200						
	131	312,200	343,500						
	132	312,600	343,700						
	133	312,800	344,000						
	134	313,100	344,400						
	135	313,400	344,800						
	136	313,700	345,200						
	137	313,900	345,500						
	138	314,200	345,900						
	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						
	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400	348,800						
	147	316,700	349,200						
	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							
	168	322,900							
	169	323,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 (1) この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	

	56	280, 500	328, 400	398, 700	457, 100	
	57	281, 500	328, 800	399, 300	457, 600	
	58	282, 200	329, 100	400, 100		
	59	282, 700	329, 500	400, 800		
	60	283, 300	329, 800	401, 500		
	61	283, 900	330, 200	402, 100		
	62	284, 500	330, 700	402, 800		
	63	285, 100	331, 300	403, 400		
	64	285, 600	331, 800	404, 100		
	65	286, 200	332, 200	404, 800		
	66	286, 700	332, 800	405, 400		
	67	287, 300	333, 300	406, 000		
	68	287, 800	333, 900	406, 700		
	69	288, 400	334, 400	407, 400		
	70	289, 100	334, 900	407, 900		
	71	289, 700	335, 400	408, 500		
	72	290, 300	336, 000	409, 100		
	73	290, 900	336, 500	409, 600		
	74	291, 500	337, 200	410, 200		
	75	292, 100	337, 900	410, 800		
	76	292, 800	338, 600	411, 300		
	77	293, 400	339, 200	411, 800		
	78	294, 100	339, 800	412, 300		
	79	294, 800	340, 500	412, 800		
	80	295, 300	341, 200	413, 500		
	81	295, 900	341, 900	413, 900		
	82	296, 500	342, 600			
	83	297, 200	343, 200			
	84	297, 800	343, 800			
	85	298, 300	344, 300			
	86	298, 900	344, 800			
	87	299, 600	345, 200			
	88	300, 200	345, 600			
	89	300, 700	345, 900			
	90	301, 300	346, 400			
	91	302, 000	346, 700			
	92	302, 600	347, 100			
	93	303, 200	347, 400			
	94	303, 800	347, 700			
	95	304, 400	348, 100			
	96	305, 000	348, 500			
	97	305, 300	349, 000			
	98	305, 800	349, 500			
	99	306, 400	350, 000			
	100	306, 900	350, 500			
	101	307, 300	351, 000			
	102	307, 700	351, 500			
	103	308, 000	351, 900			
	104	308, 400	352, 400			
	105	308, 800	352, 800			
	106	309, 200	353, 200			
	107	309, 600	353, 700			
	108	309, 900	354, 100			
	109	310, 100	354, 600			
	110	310, 500	355, 000			
	111	310, 800	355, 400			
	112	311, 000	355, 800			
	113	311, 300	356, 300			
	114	311, 600	356, 700			
	115	311, 900	357, 100			
	116	312, 200	357, 500			

	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

- 備考 (1) この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第6 (第6条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	

	56	266, 500	318, 200	349, 200	395, 000	422, 800	
	57	267, 000	319, 000	349, 600	395, 300	423, 000	
	58	267, 400	319, 900	349, 800	395, 900	423, 300	
	59	267, 800	320, 800	350, 200	396, 500	423, 600	
	60	268, 100	321, 700	350, 700	397, 200	423, 800	
	61	268, 500	322, 600	351, 000	397, 600	424, 000	
	62	268, 900	323, 400	351, 400	398, 300	424, 300	
	63	269, 200	324, 300	351, 800	398, 900	424, 600	
	64	269, 500	325, 100	352, 200	399, 500	424, 800	
	65	269, 900	325, 800	352, 600	399, 900	425, 000	
	66	270, 300	326, 700	353, 100	400, 400		
	67	270, 600	327, 500	353, 500	401, 000		
	68	270, 900	328, 300	354, 000	401, 500		
	69	271, 300	328, 900	354, 200	401, 900		
	70	271, 600	329, 400	354, 700	402, 400		
	71	271, 900	329, 900	355, 100	402, 900		
	72	272, 300	330, 400	355, 500	403, 400		
	73	272, 700	330, 800	355, 800	403, 900		
	74	273, 000	331, 300	356, 200	404, 300		
	75	273, 400	331, 800	356, 700	404, 600		
	76	273, 700	332, 300	357, 100	404, 900		
	77	274, 000	332, 600	357, 300	405, 100		
	78	274, 400	332, 900	357, 600	405, 300		
	79	274, 800	333, 300	358, 000	405, 600		
	80	275, 100	333, 600	358, 400	405, 900		
	81	275, 300	333, 900	358, 700	406, 100		
	82	275, 600	334, 200	359, 000	406, 400		
	83	276, 000	334, 400	359, 400	406, 700		
	84	276, 300	334, 700	359, 800	406, 900		
	85	276, 500	335, 100	360, 100	407, 100		
	86	276, 800	335, 500	360, 500			
	87	277, 200	335, 800	360, 900			
	88	277, 500	336, 000	361, 100			
	89	277, 800	336, 500	361, 400			
	90	278, 100	336, 900				
	91	278, 400	337, 100				
	92	278, 700	337, 400				
	93	279, 000	337, 800				
	94	279, 400	338, 200				
	95	279, 800	338, 500				
	96	280, 100	338, 800				
	97	280, 300	339, 000				
	98	280, 700	339, 300				
	99	281, 000	339, 600				
	100	281, 300	339, 900				
	101	281, 600	340, 300				
	102	281, 900	340, 500				
	103	282, 200	340, 800				
	104	282, 500	341, 200				
	105	282, 700	341, 600				
	106	282, 900	341, 900				
	107	283, 200	342, 200				
	108	283, 500	342, 500				
	109	283, 800	342, 800				
	110	284, 100	343, 200				
	111	284, 400	343, 500				
	112	284, 600	343, 700				
	113	284, 900	343, 900				
	114	285, 100	344, 200				
	115	285, 400	344, 400				
	116	285, 800	344, 700				

	117	286, 100	344, 900				
	118	286, 400					
	119	286, 700					
	120	287, 000					
	121	287, 200					
	122	287, 400					
	123	287, 800					
	124	288, 100					
	125	288, 300					
	126	288, 600					
	127	288, 900					
	128	289, 300					
	129	289, 500					
	130	289, 900					
	131	290, 300					
	132	290, 600					
	133	290, 800					
	134	291, 100					
	135	291, 500					
	136	291, 800					
	137	292, 000					
	138	292, 300					
	139	292, 600					
	140	292, 900					
	141	293, 100					
	142	293, 300					
	143	293, 500					
	144	293, 700					
	145	294, 100					
	146	294, 300					
	147	294, 600					
	148	294, 900					
	149	295, 200					
	150	295, 400					
	151	295, 700					
	152	295, 900					
	153	296, 200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		214, 100	254, 800	269, 600	304, 400	331, 900	374, 800

備考 (1) この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条の5 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別並びに<u>教育公務員特例法施行規則</u>（令和4年文部科学省令第21号）第1条各号に掲げる校務の種類に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表 (二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に<u>11,500円</u>（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額、<u>その職務の級が4級である職員にあつては、同表に定める給料月額に3,800円をそれぞれ加算した額</u>）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。</p> <p>ロ 教育職給料表 (三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に<u>11,500円</u>（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額、<u>その職務の級が4級である職員にあつては、同表に定める給料月額に4,000円をそれぞれ加算した額</u>）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条の5 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第3 (第6条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表 (二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に<u>7,700円</u>（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。</p> <p>ロ 教育職給料表 (三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に<u>7,500円</u>（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。</p>

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(通勤手当)	(通勤手当)																																								
第18条 (略)	第18条 (略)																																								
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。																																								
(1) (略)	(1) (略)																																								
(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、59,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額</u>	(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員については、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">片道の使用距離</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">4キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2,900円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">4キロメートル以上6キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">4,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">6キロメートル以上8キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">5,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">8キロメートル以上10キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">6,300円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">10キロメートル以上12キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">7,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">12キロメートル以上14キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">8,700円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">14キロメートル以上16キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">9,900円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">16キロメートル以上18キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">11,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">18キロメートル以上20キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">12,200円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">20キロメートル以上22キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">13,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">22キロメートル以上24キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">14,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">24キロメートル以上26キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">15,700円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">26キロメートル以上28キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">16,800円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">28キロメートル以上30キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">18,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">30キロメートル以上32キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">19,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">32キロメートル以上34キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">20,200円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">34キロメートル以上36キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">21,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">36キロメートル以上38キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">22,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">38キロメートル以上40キロメートル未満</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">23,600円</td></tr> </tbody> </table>		片道の使用距離	手当額	4キロメートル未満	2,900円	4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円	6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円	8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円	10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円	12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円	14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円	16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円	18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円	20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円	22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円	24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円	26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円	28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円	30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円	32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円	34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円	36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円	38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
片道の使用距離	手当額																																								
4キロメートル未満	2,900円																																								
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円																																								
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円																																								
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円																																								
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円																																								
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円																																								
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円																																								
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円																																								
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円																																								
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円																																								
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円																																								
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円																																								
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円																																								
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円																																								
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円																																								
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円																																								
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円																																								
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円																																								
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円																																								

	40キロメートル以上42キロ メートル未満	24,800円
	42キロメートル以上44キロ メートル未満	25,900円
	44キロメートル以上46キロ メートル未満	27,100円
	46キロメートル以上48キロ メートル未満	28,200円
	48キロメートル以上50キロ メートル未満	29,300円
	50キロメートル以上52キロ メートル未満	30,500円
	52キロメートル以上54キロ メートル未満	31,600円
	54キロメートル以上56キロ メートル未満	32,800円
	56キロメートル以上58キロ メートル未満	33,900円
	58キロメートル以上60キロ メートル未満	35,000円
	60キロメートル以上62キロ メートル未満	36,200円
	62キロメートル以上64キロ メートル未満	37,300円
	64キロメートル以上66キロ メートル未満	38,500円
	66キロメートル以上68キロ メートル未満	39,600円
	68キロメートル以上70キロ メートル未満	40,700円
	70キロメートル以上72キロ メートル未満	41,900円
	72キロメートル以上74キロ メートル未満	43,000円
	74キロメートル以上76キロ メートル未満	44,200円
	76キロメートル以上78キロ メートル未満	45,300円
	78キロメートル以上80キロ メートル未満	46,400円
	80キロメートル以上	47,600円
(3) (略) 3~10 (略) (期末手当) 第25条 (略)	(3) (略) 3~10 (略) (期末手当) 第25条 (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でそ

<p>の職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の53.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の63.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(通勤手当)	(通勤手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回	(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回

数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

片道の使用距離	手当額
(略)	
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800円
42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,100円
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,200円
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,300円
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,500円
52キロメートル以上54キロ	31,600円

数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

片道の使用距離	手当額
(略)	
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,300円
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,400円
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,400円
48キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上52キロメートル未満	28,500円
52キロメートル以上54キロ	29,500円

メートル未満		メートル未満	
54キロメートル以上56キロ メートル未満	32,800円	54キロメートル以上56キロ メートル未満	30,600円
56キロメートル以上58キロ メートル未満	33,900円	56キロメートル以上58キロ メートル未満	31,600円
58キロメートル以上60キロ メートル未満	35,000円	58キロメートル以上60キロ メートル未満	32,600円
60キロメートル以上62キロ メートル未満	36,200円	60キロメートル以上62キロ メートル未満	33,700円
62キロメートル以上64キロ メートル未満	37,300円	62キロメートル以上64キロ メートル未満	34,700円
64キロメートル以上66キロ メートル未満	38,500円	64キロメートル以上66キロ メートル未満	35,800円
66キロメートル以上68キロ メートル未満	39,600円	66キロメートル以上68キロ メートル未満	36,800円
68キロメートル以上70キロ メートル未満	40,700円	68キロメートル以上70キロ メートル未満	37,800円
70キロメートル以上72キロ メートル未満	41,900円	70キロメートル以上72キロ メートル未満	38,900円
72キロメートル以上74キロ メートル未満	43,000円	72キロメートル以上74キロ メートル未満	39,900円
74キロメートル以上76キロ メートル未満	44,200円	74キロメートル以上76キロ メートル未満	41,000円
76キロメートル以上78キロ メートル未満	45,300円	76キロメートル以上78キロ メートル未満	42,000円
78キロメートル以上80キロ メートル未満	46,400円	78キロメートル以上80キロ メートル未満	43,000円
80キロメートル以上	47,600円	80キロメートル以上	44,100円

(3) (略)

3~10 (略)

(宿日直手当)

第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,400円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4~6 (略)

(3) (略)

3~10 (略)

(宿日直手当)

第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

2 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の68.75」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に <u>100分の53.75</u> を乗じて得た額の総額 3 (略) (へき地手当等) 第30条の3 (略) 2 (略)	(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3 (略) (へき地手当等) 第30条の3 (略) 2 (略) 3 <u>へき地学校等が第18条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>
---	--

第6条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 212,900	円 259,800	円 332,500	円 389,400	円 464,700
	2		円 215,300	円 261,200	円 334,300	円 390,900
	3		円 217,600	円 262,600	円 336,100	円 392,300
	4		円 219,900	円 264,000	円 337,800	円 393,700
	5	円 222,100	円 265,400	円 339,400	円 395,100	円 471,800
	6		円 224,400	円 266,600	円 341,300	円 396,500
	7		円 226,600	円 267,800	円 343,200	円 398,000
	8		円 228,800	円 269,000	円 345,000	円 399,400
	9	円 231,000	円 270,300	円 346,800	円 400,700	円 478,900
	10		円 233,200	円 271,400	円 348,800	円 402,100
	11		円 235,400	円 272,500	円 350,600	円 403,600
	12		円 237,600	円 273,700	円 352,300	円 405,100
	13	円 239,800	円 275,000	円 354,000	円 406,400	円 485,100
	14		円 241,900	円 276,700	円 355,700	円 407,900
	15		円 244,000	円 278,400	円 357,200	円 409,400
	16		円 246,100	円 280,100	円 358,800	円 410,900
	17	円 248,200	円 281,800	円 360,400	円 412,300	円 490,300
	18		円 250,000	円 283,800	円 361,700	円 413,900
	19		円 251,700	円 286,000	円 362,900	円 415,500
	20		円 253,400	円 288,200	円 364,000	円 417,000
	21	円 255,100	円 290,400	円 365,300	円 418,200	円 492,800
	22		円 256,400	円 292,600	円 366,900	円 419,600
	23		円 257,700	円 294,800	円 368,500	円 421,000
	24		円 258,900	円 296,900	円 370,000	円 422,300
	25	円 260,100	円 298,900	円 371,400	円 423,900	
	26		円 261,300	円 300,800	円 373,000	円 425,300
	27		円 262,500	円 302,700	円 374,500	円 426,600
	28		円 263,700	円 304,500	円 376,000	円 428,000
	29	円 264,800	円 306,300	円 377,500	円 429,400	
	30		円 265,800	円 308,200	円 379,100	円 430,700
	31		円 266,900	円 310,000	円 380,700	円 432,200
	32		円 267,900	円 311,700	円 382,200	円 433,700
	33	円 269,000	円 313,400	円 383,700	円 435,300	
	34		円 270,100	円 315,200	円 385,300	円 436,700
	35		円 271,300	円 316,900	円 386,800	円 438,300
	36		円 272,600	円 318,500	円 388,300	円 439,800
	37	円 273,800	円 320,100	円 389,800	円 441,500	
	38		円 274,900	円 321,800	円 391,300	円 443,000
	39		円 276,100	円 323,600	円 392,800	円 444,600
	40		円 277,200	円 325,300	円 394,200	円 446,200
	41	円 278,500	円 326,600	円 395,500	円 447,700	
	42		円 279,500	円 328,500	円 397,000	円 449,200
	43		円 280,500	円 330,300	円 398,400	円 450,400
	44		円 281,400	円 332,000	円 399,800	円 451,600
	45	円 282,000	円 333,600	円 401,300	円 452,800	
	46		円 282,800	円 335,500	円 402,900	円 454,100
	47		円 283,600	円 337,200	円 404,500	円 455,300
	48		円 284,400	円 338,900	円 405,900	円 456,500
	49	円 285,100	円 340,600	円 407,100	円 457,600	
	50		円 285,900	円 342,300	円 408,500	円 458,800
	51		円 286,600	円 344,000	円 409,900	円 460,000
	52		円 287,400	円 345,700	円 411,200	円 461,200
	53		円 288,200	円 347,400	円 412,400	円 462,400
	54		円 289,000	円 348,700	円 413,600	円 463,600
	55		円 289,700	円 350,000	円 414,900	円 464,800

	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800			
	99	320,400	410,800			
	100	321,100	411,800			
	101	321,900	412,700			
	102	322,700	413,700			
	103	323,600	414,800			
	104	324,400	415,900			
	105	325,000	416,600			
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			

	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	

	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		
	89	309,500	379,600	429,700		
	90	310,000	380,700	430,000		
	91	310,400	381,800	430,300		
	92	310,900	382,900	430,500		
	93	311,200	384,000	430,700		
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200			
	99	313,700	390,100			
	100	314,100	391,000			
	101	314,500	391,800			
	102	314,800	392,800			
	103	315,100	393,600			
	104	315,400	394,500			
	105	315,600	395,300			
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			

	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担任せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	円	239,800	円	274,400	円	293,300	円	326,300	円
	2	203,100		241,100		275,200		294,100		327,700	
	3	205,200		242,400		275,900		294,800		329,100	
	4	207,300		243,700		276,700		295,500		330,500	
	5	209,300		244,900		277,500		296,200		331,900	
	6	211,300		246,000		278,300		296,900		333,500	
	7	213,300		247,000		279,100		297,600		335,000	
	8	215,100		247,900		279,800		298,300		336,500	
	9	216,900		249,000		280,500		299,100		337,900	
	10	218,800		250,100		281,300		299,800		339,500	
	11	220,700		251,200		282,100		300,600		341,000	
	12	222,800		252,400		282,900		301,200		342,500	
	13	224,500		253,600		283,700		301,800		343,900	
	14	226,500		254,800		284,500		302,900		345,500	
	15	228,700		256,000		285,200		304,000		347,000	
	16	230,800		257,100		286,000		305,200		348,500	
	17	232,900		258,100		286,800		306,300		350,000	
	18	234,000		259,100		287,600		307,500		351,600	
	19	235,000		260,200		288,400		308,600		353,200	
	20	236,100		261,200		289,100		309,800		354,700	
	21	237,200		262,300		289,900		311,000		356,000	
	22	238,000		263,200		290,800		312,200		357,500	
	23	238,900		264,000		291,700		313,400		359,000	
	24	239,700		264,800		292,400		314,500		360,500	
	25	240,600		265,600		293,100		315,700		361,900	
	26	241,500		266,400		294,000		316,900		363,400	
	27	242,400		267,200		294,900		318,000		364,900	
	28	243,300		268,000		295,600		319,200		366,300	
	29	244,100		268,700		296,400		320,400		367,700	
	30	244,900		269,500		297,400		321,600		369,300	
	31	245,600		270,300		298,300		322,800		370,700	
	32	246,400		271,100		299,300		324,000		372,200	
	33	247,100		271,900		300,300		325,100		373,400	
	34	247,700		272,700		301,400		326,200		374,500	
	35	248,400		273,300		302,400		327,400		375,700	
	36	249,100		274,100		303,300		328,600		376,800	
	37	249,800		275,000		304,300		329,800		377,800	
	38	250,400		275,800		305,300		331,000		378,600	
	39	251,000		276,600		306,300		332,300		379,500	
	40	251,600		277,300		307,300		333,500		380,600	
	41	252,200		278,000		308,200		334,400		381,600	
	42	252,800		278,800		309,400		335,600		382,600	
	43	253,400		279,600		310,500		336,800		383,600	
	44	253,900		280,300		311,600		338,000		384,500	
	45	254,300		281,000		312,600		338,900		385,300	
	46	254,900		281,800		313,700		339,900		386,100	
	47	255,300		282,600		314,800		340,900		387,000	
	48	255,700		283,300		315,800		341,800		387,800	
	49	256,100		284,000		316,900		342,700		388,300	
	50	256,600		284,700		317,900		343,600		389,100	
	51	257,100		285,300		319,000		344,600		389,900	
	52	257,600		286,000		320,100		345,500		390,700	
	53	257,900		286,700		321,100		346,000		391,100	
	54	258,200		287,300		322,100		346,900		391,800	
	55	258,500		288,000		323,100		347,600		392,500	

	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		303,000	341,100	362,300	
	87		303,200	341,400	362,600	
	88		303,400	341,700	362,900	
	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	
	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400	364,800	
	95		305,200	343,700	365,200	
	96		305,500	343,900	365,600	
	97		305,800	344,100	366,100	
	98		306,000	344,400	366,500	
	99		306,200	344,700	366,900	
	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800

備考 (1) この表は、学校栄養職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端

数を生じたときはこれを切り捨てた額) を給料月額とする。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500

	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000		
	87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400		
	88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800		
	89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100		
	90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600		
	91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000		
	92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400		
	93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700		
	94		308, 000	358, 400			
	95		308, 300	358, 800			
	96		308, 700	359, 100			
	97		308, 900	359, 400			
	98		309, 200	359, 800			
	99		309, 500	360, 200			
	100		309, 900	360, 600			
	101		310, 100	361, 100			
	102		310, 400	361, 500			
	103		310, 700	361, 900			
	104		311, 000	362, 300			
	105		311, 200	362, 800			
	106		311, 500	363, 200			
	107		311, 800	363, 500			
	108		312, 100	363, 800			
	109		312, 300	364, 200			
	110		312, 600				
	111		313, 000				
	112		313, 300				
	113		313, 500				
	114		313, 700				
	115		314, 000				
	116		314, 400				

	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 (1) この表は、事務職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第7条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第29条の4 (略)	第29条の4 (略)
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別並びに <u>教育公務員特例法施行規則</u> （令和4年文部科学省令第21号）第1条各号に掲げる校務の種類に応じて、人事委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
3・4 (略)	3・4 (略)
(時間外勤務手当)	(時間外勤務手当)
第30条の2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員、事務職員及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）（以下この条及び次条において「学校栄養職員等」という。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした後に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	第30条の2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした後に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した学校栄養職員等に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務	(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した学校栄養職員及び事務職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、市町村立学校職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ市町村立学校職員勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り	3 第1項の規定にかかわらず、市町村立学校職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ市町村立学校職員勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職

変更前の正規の勤務時間を超えていた勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えていた勤務(市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えていた勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5 市町村立学校職員勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校栄養職員等が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) (略)

6 (略)

(休日給)

第30条の2の2 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき人事委員会規則で定める額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額
(定年前再任用短時間勤務職員にあって

員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えていた勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えていた勤務(市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えていた勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた学校栄養職員及び事務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5 市町村立学校職員勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に学校栄養職員及び事務職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、人事委員会規則で定める額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)・(2) (略)

6 (略)

(休日給)

第30条の2の2 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき人事委員会規則で定める額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額
(定年前再任用短時間勤務職員にあって

は、基準給料月額。以下同じ。)は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に11,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額、その職務の級が4級である職員にあつては、同表に定める給料月額に3,800円をそれぞれ加算した額に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

□ 教育職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。)は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に11,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額、その職務の級が4級である職員にあつては、同表に定める給料月額に4,000円をそれぞれ加算した額に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

は、基準給料月額。以下同じ。)は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額)に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

□ 教育職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員の給料月額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、基準給料月額。以下同じ。)は、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては、同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額)に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

第8条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(通勤手当)	(通勤手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、59,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額</u>	(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に掲げる額(短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u>
片道の使用距離	
4キロメートル未満	
4キロメートル以上6キロメートル未満	
6キロメートル以上8キロメートル未満	
8キロメートル以上10キロメートル未満	
手 当 額	
2,900円	
4,000円	
5,100円	
6,300円	

	10キロメートル以上12キロ メートル未満	7,500円
	12キロメートル以上14キロ メートル未満	8,700円
	14キロメートル以上16キロ メートル未満	9,900円
	16キロメートル以上18キロ メートル未満	11,000円
	18キロメートル以上20キロ メートル未満	12,200円
	20キロメートル以上22キロ メートル未満	13,400円
	22キロメートル以上24キロ メートル未満	14,500円
	24キロメートル以上26キロ メートル未満	15,700円
	26キロメートル以上28キロ メートル未満	16,800円
	28キロメートル以上30キロ メートル未満	18,000円
	30キロメートル以上32キロ メートル未満	19,100円
	32キロメートル以上34キロ メートル未満	20,200円
	34キロメートル以上36キロ メートル未満	21,400円
	36キロメートル以上38キロ メートル未満	22,500円
	38キロメートル以上40キロ メートル未満	23,600円
	40キロメートル以上42キロ メートル未満	24,800円
	42キロメートル以上44キロ メートル未満	25,900円
	44キロメートル以上46キロ メートル未満	27,100円
	46キロメートル以上48キロ メートル未満	28,200円
	48キロメートル以上50キロ メートル未満	29,300円
	50キロメートル以上52キロ メートル未満	30,500円
	52キロメートル以上54キロ メートル未満	31,600円
	54キロメートル以上56キロ メートル未満	32,800円
	56キロメートル以上58キロ メートル未満	33,900円
	58キロメートル以上60キロ メートル未満	35,000円

60キロメートル以上62キロ メートル未満	36,200円
62キロメートル以上64キロ メートル未満	37,300円
64キロメートル以上66キロ メートル未満	38,500円
66キロメートル以上68キロ メートル未満	39,600円
68キロメートル以上70キロ メートル未満	40,700円
70キロメートル以上72キロ メートル未満	41,900円
72キロメートル以上74キロ メートル未満	43,000円
74キロメートル以上76キロ メートル未満	44,200円
76キロメートル以上78キロ メートル未満	45,300円
78キロメートル以上80キロ メートル未満	46,400円
80キロメートル以上	47,600円

(3) (略)

3~10 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」であるのは「100分の70」とする。

4 ~ 6 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する

60キロメートル以上 メートル未満	36,200円
62キロメートル以上 メートル未満	37,300円
64キロメートル以上 メートル未満	38,500円
66キロメートル以上 メートル未満	39,600円
68キロメートル以上 メートル未満	40,700円
70キロメートル以上 メートル未満	41,900円
72キロメートル以上 メートル未満	43,000円
74キロメートル以上 メートル未満	44,200円
76キロメートル以上 メートル未満	45,300円
78キロメートル以上 メートル未満	46,400円
80キロメートル以上	47,600円

(3) (略)

3 ~10 (略)

(期末手当)

第26条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」であるのは「100分の71.25」とする。

4 ~ 6 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する

<p>勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>
--	--

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第9条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前				
<p>(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第3イの表、ロの表又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の適用を受ける者に限る。第3項、第7条及び第8条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第7条において同じ。）については、一般職員給与条例第21条及び第22条の規定は適用しない。</p>	<p>(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第3イの表、ロの表又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の適用を受ける者に限る。第3項、第7条及び第8条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>				
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>				
<p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第7条において同じ。）については、一般職員給与条例第21条及び第22条の規定は適用しない。</p>	<p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第7条において同じ。）については、一般職員給与条例第21条及び第22条の規定は適用しない。</p>				
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 5px;">100分の5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和9年1月1日から同年12月</td> <td style="padding: 5px;">100分の6</td> </tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月	100分の6	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5				
令和9年1月1日から同年12月	100分の6				

31日まで		
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)																
第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。	第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する <u>教頭</u> （職務の級が2級である者に限る。）、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。																
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)																
2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。	2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務の区分</th><th>手 当 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号アに掲げる業務</td><td><u>8,000円</u>。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、<u>16,000円</u>とする。</td></tr> <tr> <td>前項第1号イ及びウに掲げる業務</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務の区分	手 当 の 額	前項第1号アに掲げる業務	<u>8,000円</u> 。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、 <u>16,000円</u> とする。	前項第1号イ及びウに掲げる業務	8,000円	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務の区分</th><th>手 当 の 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号アに掲げる業務</td><td><u>5,250円</u>（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、<u>8,000円</u>）。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、<u>10,500円</u>（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、<u>16,000円</u>）とする。</td></tr> <tr> <td>前項第1号イ及びウに掲げる業務</td><td>5,000円（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、<u>7,500円</u>）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	業務の区分	手 当 の 額	前項第1号アに掲げる業務	<u>5,250円</u> （別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>8,000円</u> ）。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、 <u>10,500円</u> （別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>16,000円</u> ）とする。	前項第1号イ及びウに掲げる業務	5,000円（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>7,500円</u> ）	(略)	
業務の区分	手 当 の 額																
前項第1号アに掲げる業務	<u>8,000円</u> 。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、 <u>16,000円</u> とする。																
前項第1号イ及びウに掲げる業務	8,000円																
(略)																	
業務の区分	手 当 の 額																
前項第1号アに掲げる業務	<u>5,250円</u> （別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>8,000円</u> ）。ただし、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事したときは、その手当の額は、 <u>10,500円</u> （別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>16,000円</u> ）とする。																
前項第1号イ及びウに掲げる業務	5,000円（別に人事委員会規則で定める程度に及ぶ場合にあっては、 <u>7,500円</u> ）																
(略)																	
	(多学年学級担当手当)																
	第33条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する <u>主幹教諭</u> 、教諭、助教諭又は講師のうち人事委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。																

第33条 削除

	<p><u>2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業又は指導の区分</th><th>手当の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導</td><td>350円</td></tr> <tr> <td>2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導</td><td>290円</td></tr> </tbody> </table>	授業又は指導の区分	手当の額	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	350円	2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	290円
授業又は指導の区分	手当の額						
3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	350円						
2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	290円						

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>428,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>491,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>556,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>642,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>851,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	428,000	2	491,000	3	556,000	4	642,000	5	746,000	6	851,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>824,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	428,000																																
2	491,000																																
3	556,000																																
4	642,000																																
5	746,000																																
6	851,000																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	414,000																																
2	475,000																																
3	538,000																																
4	621,000																																
5	722,000																																
6	824,000																																
<p><u>備考</u> この表に定める給料月額に 100分の99.56を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生 じたときはこれを切り捨てた額) を給料月額とする。</p>																																	
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>358,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>395,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>424,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	358,000	2	395,000	3	424,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>382,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>410,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	346,000	2	382,000	3	410,000												
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	358,000																																
2	395,000																																
3	424,000																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	346,000																																
2	382,000																																
3	410,000																																
<p><u>備考</u> この表に定める給料月額に 100分の99.56を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生 じたときはこれを切り捨てた額) を給料月額とする。</p>																																	
3～6 (略)	3～6 (略)																																
(一般職員給与条例の適用除外等)	(一般職員給与条例の適用除外等)																																
第6条 (略)	第6条 (略)																																
2 (略)	2 (略)																																

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

第12条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第13条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 級</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>655,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>765,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>893,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定める給料月額に 100分の99.56を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)</p>	号 級	給 料 月 額	1	円 <u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 級</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 級	給 料 月 額	1	円 <u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号 級	給 料 月 額																																
1	円 <u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																
号 級	給 料 月 額																																
1	円 <u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																

第14条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、市町村立学校職員給与条例第27条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

立学校職員給与条例第25条第1項及び第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、市町村立学校職員給与条例第27条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条及び第9条の規定並びに第10条の規定（職員の特殊勤務手当に関する条例第32条第1項の改正を除く。）は令和8年1月1日から、第4条、第8条、第12条及び第14条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条、第20条の2、第24条及び第24条の5の規定、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第21条、第23条及び第30条の3の規定、第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第11条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定並びに第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条の規定 令和7年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第25条及び第26条の規定、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第26条及び第27条の規定、第11条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条の規定並びに第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定 令和7年12月1日

(給与の内払)

3 第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第5条及び第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第11条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条及び第6条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新潟県条例第32号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																										
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)																																										
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																										
(4) 防災局関係	(4) 防災局関係																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）</td><td>長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、<u>田上町</u>、<u>津南町</u>及び栗島浦村</td></tr> <tr> <td>(1)～(11) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(7) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 農地部関係</td><td></td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2の2 農地法第51条第3項の規定による公表</td><td>三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、</td></tr> </tbody> </table> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>田上町</u> 、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村	(1)～(11) (略)		(略)		(5)～(7) (略)		(8) 農地部関係		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2の2 農地法第51条第3項の規定による公表</td><td>三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)	2の2 農地法第51条第3項の規定による公表	三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）</td><td>長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、<u>津南町</u>及び栗島浦村</td></tr> <tr> <td>(1)～(11) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(7) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 農地部関係</td><td></td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村	(1)～(11) (略)		(略)		(5)～(7) (略)		(8) 農地部関係		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)	
事 務	市町村																																										
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>田上町</u> 、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村																																										
(1)～(11) (略)																																											
(略)																																											
(5)～(7) (略)																																											
(8) 農地部関係																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2の2 農地法第51条第3項の規定による公表</td><td>三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)	2の2 農地法第51条第3項の規定による公表	三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、																																			
事 務	市町村																																										
(略)																																											
2 (略)	(略)																																										
2の2 農地法第51条第3項の規定による公表	三条市、加茂市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、																																										
事 務	市町村																																										
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（煙火の消費に係るものに限る。）	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、 <u>津南町</u> 及び栗島浦村																																										
(1)～(11) (略)																																											
(略)																																											
(5)～(7) (略)																																											
(8) 農地部関係																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 (略)	(略)																																					
事 務	市町村																																										
(略)																																											
2 (略)	(略)																																										

	南魚沼市、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村及び粟島浦村		
<u>2の3</u> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	三条市、阿賀野市及び刈羽村	<u>2の2</u> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	阿賀野市及び刈羽村
<u>2の4</u> (略) (略)	(略)	<u>2の3</u> (略) (略)	(略)
(9) 土木部関係			(9) 土木部関係
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
<u>2の2</u> 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第35条の規定による国又は地方公共団体との協議に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第37条第1項の規定による変更の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (4) 法第37条第3項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付 (5) 法第38条第1項の規定による工事完了の届出又は工事の廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付 (6) 法第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (7) 前各号に掲げるもののほか、法	村上市、胎内市及び関川村		

の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの			
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第33号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県監査委員条例の一部改正)

第1条 新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任に対する監査又は審査)	(職員の賠償責任に対する監査又は審査)
第5条 法 <u>第243条の2の9第3項</u> の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。	第5条 法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。
2 法 <u>第243条の2の9第8項</u> の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。	2 法 <u>第243条の2の8第8項</u> の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例（昭和45年新潟県条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年新潟県条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部改正)

第7条 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和2年新潟県条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の8第1項</u> 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） <u>第173条の5第1項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法 <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の7第1項</u> 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） <u>第173条の4第1項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。
(知事等の損害賠償責任の限度額) 第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令 <u>第173条の5第1項第1号</u> に規定する普通地	(知事等の損害賠償責任の限度額) 第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令 <u>第173条の4第1項第1号</u> に規定する普通地

方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額 (2)～(4) (略) (5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額 (政令第173条の5第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額 (6) (略)	方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額 (2)～(4) (略) (5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額 (政令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額 (6) (略)
---	---

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第34号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県災害救助条例の一部改正)

第1条 新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであっても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第8号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであっても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

(新潟県防災基本条例の一部改正)

第2条 新潟県防災基本条例（令和3年新潟県条例第44号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金(円)			単位	料金(円)
(略)							
4 食品の衛生試験	食品中の毒素試験	1 件	13,300	4 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なものの エ 特殊なもの (2) 理化学試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なものの エ 特殊なもの (3) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌試験	1 件 1 項目 〃 〃 〃 1 件 〃	16,600 1,100 3,600 6,000 25,900 700 2,100
5 河川水等の水質試験				5 河川水等の水質試験	(1) 理化学試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なものの エ 特殊なもの (2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌群試験 ウ 大腸菌群数試験	1 項目 〃 〃 〃 1 件 〃 〃	700 3,700 5,600 43,200 730 1,000 1,500
6 し尿処理施設、プール等の水質試験				6 し尿処理施設、プール等の水質試験	(1) 理化学試験 ア し尿処理施設放流水試験 (ア) 水質試験	1 件	7,200

		験	(イ) 精密水質試験 イ し尿浄化槽の放流水試験 ウ プール又は海水浴場の水質試験	〃	9,400 3,500 2,900			9,400
			(2) 細菌学的試験 ア 一般細菌数試験 イ 大腸菌群試験 ウ 大腸菌群数試験	〃	730 1,000 1,500			730
7	環境試験	(1) 一般環境試験 (2) 屋外環境試験 ア 簡易なもの イ 複雑なもの ウ 特に複雑なもの エ 特殊なもの (ア) 環境における臭気濃度	1 項目 1 検体 1段階 目の官能試験まで 官能試験が1段階増すごとに	510 720 4,400 6,400 19,800				510
		(イ) 排出口における臭気濃度	1 検体 1段階 目の官能試験まで 2段階 目以降 は1人のペネ	8,300 760				13,600

令和7年12月25日(木)

新
聞
報市
外
1

		ルが官能試験を1段階増すごとに		
	(3) 廃棄物の試験			
	ア 簡易なもの	1項目	700	
	イ 複雑なもの	〃	3,700	
	ウ 特に複雑なもの	〃	5,500	
	エ 特殊なもの	〃	43,200	
	(4) P C B 試験			
	ア 定性分析	1件	27,500	
	イ 定量分析	〃	43,200	
8 食品等の衛生試験	(1) 食品の製造用水の水質試験			
	ア 一般理化学試験	1件	10,400	
	イ 精密理化学試験	〃	39,600	
	ウ 細菌学的試験			
	(ア) 一般細菌数試験	〃	700	
	(イ) 大腸菌群試験	〃	2,900	
	(2) 食品の一般的試験			
	ア 定性分析			
	(ア) 簡易なもの	1項目	910	
	(イ) 複雑なもの	〃	3,900	
	イ 定量分析			
	(ア) 簡易なもの	〃	1,400	
	(イ) 複雑なもの	〃	4,700	
	(3) 残留農薬試験			
	ア 有機塩素系農薬	5項目まで	13,400	
		5項目を超える	1,600	

イ 有機リン系農薬	1項目 増すごとに 5項目まで 5項目を超える 1項目 増すごとに 1件	21,100 1,600 41,900
(4) P C B試験	〃	9,300
(5) 食品中の毒素試験	〃	13,300
ア 簡易なもの	〃	2,000
イ 複雑なもの	〃	5,700
(6) 乳及び乳製品の試験	〃	8,700
ア 比重、酸度及び脂肪の測定試験	〃	8,100
イ 乳の成分規格試験	〃	1,700
ウ 乳の異種脂肪試験	〃	20,400
(7) 食品中の残留抗生物質試験	3項目まで 3項目を超える 1項目 増すごとに 3項目	
ア 残留抗生物質試験		
イ 残留抗菌物質試験		

令和7年12月25日(木)

新潟県報

市外1

		験	まで 3項目 を超 え 1項目 増すご とに	1,800
		(8) 添加物、器具、用 具、包装、おもちゃ 等の規格試験		
	ア 簡易なもの	1項目	1,400	
	イ 複雑なもの	"	3,400	
	(9) 細菌学的試験			
	ア 一般細菌数試験	1件	720	
	イ 大腸菌群試験	"	1,000	
	ウ 大腸菌群数試験	"	1,500	
	エ 嫌気性菌試験	"	1,800	
	オ 酵母及びかび數 試験	"	1,900	
	カ 乳酸菌数試験	"	1,900	
	キ 食中毒菌試験	1原因 菌	1,900	
9 家庭用 品の基準 試験	家庭用品の基準試験			
	ア 簡易なもの	1項目	750	
	イ 複雑なもの	"	3,800	
	ウ 特に複雑なもの	"	8,600	
10 飲食物 の栄養分 析試験	(1) 栄養分析 (2) ビタミン定量分析	1件 1項目	11,000 7,000	
11 温水及 び鉱水の 分析試験	(1) 鉱泉小分析試験 (2) 鉱泉分析試験 (3) 放射能泉分析試験	1件 " " " " " "	11,300 66,200 22,300	
12 医薬品	(1) 医薬品の試験			

号外 1

新潟県報

令和7年12月25日(木)

新潟県条例第36号

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(設置等)	(設置等)
第1条 (略)	第1条 (略)
2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練及び <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行うとともに、診療を行う。	2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練及び <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行うとともに、診療を行う。
(手数料)	(手数料)
第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,300円</u>	(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>5,500円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(利用料金等)	(利用料金等)
第8条 指定管理者による管理の場合には、第3条の規定は、適用しない。	第8条 指定管理者による管理の場合には、第3条及び <u>第4条</u> の規定は、適用しない。
2～6 (略)	2～6 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項及び第8条第1項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第37号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,300円</u>	(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>5,500円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第38号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第4条 コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	第4条 コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,300円</u>	(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>5,500円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(利用料金等)	(利用料金等)
第8条 指定管理者による管理の場合には、第3条の規定は、適用しない。	第8条 指定管理者による管理の場合には、第3条及び 第4条 の規定は、適用しない。
2～6 (略)	2～6 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,710円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。 2・3 (略)	(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,590円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県条例第40号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)				別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)			
区 分		単位	使用料	区 分		単位	使用料
会 議 室	(略)		380円	会 議 室	(略)		320円
			1,510円				1,260円
			750円				630円
			1,510円				1,260円
大 研 修 室	一 般	(略)	310円	大 研 修 室	(略)		260円
	生 徒 等		120円				100円
	1月券	一 般	2,520円		1月券	(略)	2,100円
	による	生徒等	1,000円		による		840円
栄 養 実 習 室		(略)	560円	温 水 プ 一 ル		(略)	470円

備考 (略)

別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)

名 称		内 容	单 位	使 用 料	
体 力 測 定	総合コー ス	(略)	(略)	一 般	6,280円
				生徒等	3,140円
	ハイパワ ーコース	(略)		一 般	3,640円
				生徒等	1,820円
	ミドルパ ワーAコ ース	(略)		一 般	4,020円
				生徒等	2,010円
	ミドルパ ワーBコ ース	(略)		一 般	4,770円
				生徒等	2,380円
	ローパワ ーコース	(略)		一 般	4,400円
				生徒等	2,190円
動 作 分 析		(略)		一 般	6,280円
				生徒等	3,140円
生活習慣しつ かり改善コー ス		(略)	(略)	28,920円	

備考 (略)

別表第4 (第9条、第16条関係)

区 分		单 位	手 数 料
文 書	普通の もの	(略)	3,300円
	複雑な もの		5,500円
	(略)	(略)	

備考 (略)

別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)

名 称		内 容	单 位	使 用 料	
体 力 測 定	総合コー ス	(略)	(略)	一 般	5,240円
	ハイパワ ーコース	(略)		生徒等	2,620円
	一 般	(略)		一 般	3,040円
	生徒等			生徒等	1,520円
	ミドルパ ワーAコ ース	(略)		一 般	3,350円
	ミドルパ ワーBコ ース	(略)		生徒等	1,680円
	一 般	(略)		一 般	3,980円
	生徒等			生徒等	1,990円
	ローパワ ーコース	(略)		一 般	3,670円
	一 般	(略)		生徒等	1,830円
動 作 分 析		(略)	(略)	一 般	5,240円
生活習慣しつ かり改善コー ス		(略)	(略)	生徒等	2,620円
				24,100円	

備考 (略)

別表第4 (第9条、第16条関係)

区 分		单 位	手 数 料
文 書	普通の もの	(略)	2,200円
	複雑な もの		4,400円
	(略)	(略)	

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前における使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第41号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表（第10条、第12条関係）				別表（第10条、第12条関係）			
施設名	使用時間等	使用料（円）	備考	施設名	使用時間等	使用料（円）	備考
(略)				(略)			
調理実習室	午前	3,430		調理実習室	午前	3,190	
	午後	4,340			午後	4,020	
	夜間	3,890			夜間	3,600	
	全日	10,500			全日	9,730	
農産加工室	午前	3,430		農産加工室	午前	3,190	
	午後	4,340			午後	4,020	
	夜間	3,890			夜間	3,600	
	全日	10,500			全日	9,730	
畜産加工室	午前	3,430		畜産加工室	午前	3,190	
	午後	4,340			午後	4,020	
	夜間	3,890			夜間	3,600	
	全日	10,500			全日	9,730	
乳製品加工室	午前	3,430		乳製品加工室	午前	3,190	
	午後	4,340			午後	4,020	
	夜間	3,890			夜間	3,600	
	全日	10,500			全日	9,730	
宿泊室	(略)	1,600		宿泊室	(略)	1,500	
宿泊室	(略)	1,920	(略)	宿泊室	(略)	1,800	(略)
備考	(略)			備考	(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第42号**新潟県内水面水産試験場手数料条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、新潟県内水面水産試験場で行う、水産動物が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書の発行（新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）別表第5号61の2の項に規定する輸出証明書の発行を除く。）の事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請等)

第2条 前条に規定する証明書の発行を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 手数料の額は、前項の申請1件につき1,600円とする。

(納入の方法)

第3条 手数料は、知事の発行する納入通知書又は口頭をもって指示されたところにより、県に納めなければならぬ。

(免除)

第4条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第43号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前											
別表第1 (第14条関係)				別表第1 (第14条関係)										
区分	算定の基礎	占用料の額		区分	算定の基礎	占用料の額								
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者							
1 工作物を設置する場合 (3又は4に該当する場合を除く。)		(略)	110円	160円	(略)	100円	140円							
2 工作物を設置しない場合		(略)	(略)	12円	(略)	(略)	11円							
(略)						(略)								
備考 (略)						備考 (略)								
別表第2 (第14条の2関係)				別表第2 (第14条の2関係)										
(1) 土砂採取料						(1) 土砂採取料								
区分		算定の基礎	土砂採取料の額			区分		算定の基礎	土砂採取料の額					
砂 利		(略)	220円			砂 利		(略)	195円					
かき込み砂利			200円			かき込み砂利			175円					
土 砂			170円			土 砂			150円					
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	200円			長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円						
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	75円			長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円						
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		150円			長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		130円						
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		4,500円			長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		3,940円						
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		9,015円			長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		7,895円						

	長径120センチメートル以上 のもの	<u>9,015円</u> に長径 が120センチメー トルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>901円</u> を加算し た額		長径120センチ メートル以上 のもの	<u>7,895円</u> に長径 が120センチメー トルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>789円</u> を加算し た額
備考 (略) (2) (略)			備考 (略) (2) (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第44号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前				
別表第2 (第14条関係) 生産物採取料基準			別表第2 (第14条関係) 生産物採取料基準				
	種類	単位	採取料		種類	単位	採取料
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	200円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	75円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	150円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	4,500円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	9,015円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	9,015円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>901円</u> を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額
	砂利	(略)	220円		砂利	(略)	195円
	かき込み砂利	(略)	200円		かき込み砂利	(略)	175円
	土砂	(略)	170円		土砂	(略)	150円
	(略)				(略)		
	備考 (略)				備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第45号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第5条関係)				別表第1 (第5条関係)			
種類	細目	単位	料金	種類	細目	単位	料金
(略)				(略)			
3 土石採取料 その他の河川産出物採取料	(1) 土石採取料 ア 石 (ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの (イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの (ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの (エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの (オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの (カ) 長径120センチメートル以上のもの イ 砂利	1立方メートル 1個 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1立	<u>200円</u> <u>75円</u> <u>150円</u> <u>4,500円</u> <u>9,015円</u> <u>9,015円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額</u> <u>220円</u>	3 土石採取料 その他の河川産出物採取料 取料	(1) 土石採取料 ア 石 (ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの (イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの (ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの (エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの (オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの (カ) 長径120センチメートル以上のもの イ 砂利	1立方メートル 1トール 1個 〃 〃 〃 〃 1立	<u>175円</u> <u>65円</u> <u>130円</u> <u>3,940円</u> <u>7,895円</u> <u>7,895円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額</u> <u>195円</u>

		方メ ート ル ウ　かき込み砂 利 エ　土砂 才　(略) (2)　(略)	〃	<u>200円</u>		方メ ート ル ウ　かき込み砂 利 エ　土砂 才　(略) (2)　(略)	〃	<u>175円</u>
備考	(略)				備考	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

新潟県条例第46号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第2 (第3条関係) 土石採取料基準			別表第2 (第3条関係) 土石採取料基準		
	種類	単位	種類	単位	土石採取料
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	200円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	75円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	150円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	4,500円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	9,015円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>9,015円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額</u>
砂利			砂利	(略)	220円
かき込み砂利			かき込み砂利	(略)	200円
土砂			土砂	(略)	170円
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき土石採取料について適用し、同日前に徴収すべき土石採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第47号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 政令<u>第137条の12第11項又は第12項</u>の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)の3～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 政令<u>第137条の12第6項又は第7項</u>の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)の3～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>

別表 (第28条関係)

手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額
<p>1～39の3 (略)</p> <p>39の4 政令<u>第137条の12第11項</u>の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は<u>同条第12項</u>の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者</p> <p>39の5・40 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額
<p>1～39の3 (略)</p> <p>39の4 政令<u>第137条の12第6項</u>の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者又は<u>同条第7項</u>の規定により大規模の修繕若しくは大規模の模様替の認定の申請をしようとする者</p> <p>39の5・40 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第48号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)					
4 法第23条第1項 又は第3項の規定 により1級建築士 事務所について登 録を受けようとする者	1級建築士事 務所登録手数 料	1件につ き <u>23,000円</u>	4 法第23条第1項 又は第3項の規定 により1級建築士 事務所について登 録を受けようとする者	1級建築士事 務所登録手数 料	1件につ き <u>17,000円</u>
5 法第23条第1項 又は第3項の規定 により2級建築士 事務所又は木造建 築士事務所について登 録を受けようとする者	2級建築士事 務所又は木造建 築士事務所登 録手数料	1件につ き <u>22,000円</u>	5 法第23条第1項 又は第3項の規定 により2級建築士 事務所又は木造建 築士事務所について登 録を受けようとする者	2級建築士事 務所又は木造建 築士事務所登 録手数料	1件につ き <u>12,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第49号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表荷さばき地の部使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合
使用面積1平方メートル使用日数1日につきの項及び使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上的場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につきの項を次のように改める。

使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	7円2銭	6円31銭	2円97銭	2円97銭	1円
使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	14円4銭	12円61銭	5円93銭	5円93銭	1円97銭

別表保管施設の野積場の部その他の使用の項を次のように改める。

その他 の使用	舗装	一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭
			専用 使用面積1平方メー トル1月につき	105円	95円	45円	45円	15円
未舗装		一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭
			専用 使用面積1平方メー トル1月につき	72円	66円	25円	25円	12円

別表港湾施設用地の部工作物を設置するものの項及び工作物を設置しないものの項を次のように改める。

工作物を設置す るもの	舗装	一般	使用期間が1月未満 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	2円66銭	2円40銭	93銭	93銭	41銭
			使用期間が1月以上 の場合 使用面積1 平方メートル1月に つき	76円	68円	26円	26円	13円
工作 物を 設 置 し な い も の		一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日	5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭

		数1日につき					
	専用	使用面積1平方メートル1月につき	105円	95円	45円	45円	15円
未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭
		使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭
	専用	使用面積1平方メートル1月につき	72円	66円	26円	26円	12円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第50号

新潟県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

新潟県地方港湾審議会条例（昭和49年新潟県条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(所掌事務) 第3条 審議会は、知事の諮問に応じ、県が管理する港湾について、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。 (1) 港湾法第3条の3第1項及び <u>第2項</u> の港湾計画 (2)・(3) (略)	(所掌事務) 第3条 審議会は、知事の諮問に応じ、県が管理する港湾について、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。 (1) 港湾法第3条の3第1項及び <u>第10項</u> の港湾計画 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第51号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条関係） 占用料等の基準				別表（第4条関係） 占用料等の基準			
種類	細 目	算定の 基礎	料 金	種類	細 目	算定の 基礎	料 金
土砂 採取 料	石	長径8センチ メートル以上 30センチメー トル未満のも の	(略) 200円	石	長径8センチ メートル以上 30センチメー トル未満のも の	(略) 175円	
		長径30センチ メートル以上 45センチメー トル未満のも の	(略) 75円		長径30センチ メートル以上 45センチメー トル未満のも の	(略) 65円	
		長径45センチ メートル以上 60センチメー トル未満のも の	(略) 150円		長径45センチ メートル以上 60センチメー トル未満のも の	(略) 130円	
		長径60センチ メートル以上 90センチメー トル未満のも の	(略) 4,500円		長径60センチ メートル以上 90センチメー トル未満のも の	(略) 3,940円	
		長径90センチ メートル以上 120センチメー トル未満のも の	(略) 9,015円		長径90センチ メートル以上 120センチメー トル未満のも の	(略) 7,895円	
		長径120セン チメートル以 上のもの	(略) <u>9,015円に</u> 長径が120 センチメー トルを超え る15センチ メートルま でごとに 901円を加 算した額		長径120セン チメートル以 上のもの	(略) <u>7,895円に</u> 長径が120 センチメー トルを超え る15センチ メートルま でごとに 789円を加 算した額	
	砂利	(略)	220円	砂利	(略)	195円	
	かき込み砂利	(略)	200円	かき込み砂利	(略)	175円	
	土砂	(略)	170円	土砂	(略)	150円	

(略)	
備考 (略)	備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第52号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
(経営の基本)	(経営の基本)																		
第2条 (略)	第2条 (略)																		
2 病院事業を遂行するため、別表第1に掲げる病院及び診療所を置き、これに附帯する事業を行うため別表第2に掲げる看護専門学校を置く。	2 病院事業を遂行するため、別表第1に掲げる病院を置き、これに附帯する事業を行うため別表第2に掲げる看護専門学校を置く。																		
(料金)	(料金)																		
第4条 病院又は診療所を利用する者は、その利用について料金を納めなければならない。	第4条 病院を利用する者は、その利用について料金を納めなければならない。																		
2～4 (略)	2～4 (略)																		
(授業料)	(授業料)																		
第5条の3 看護専門学校の学生は、授業料年額19万3,000円を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたつて休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。	第5条の3 看護専門学校の学生は、授業料年額19万円を次の表に定めるところにより納めなければならない。ただし、学期の全期間にわたつて休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 期</th><th>納 付 額</th><th>納 付 期 限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td><td>96,500円</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>後 期</td><td>96,500円</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	学 期	納 付 額	納 付 期 限	前 期	96,500円	(略)	後 期	96,500円	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 期</th><th>納 付 額</th><th>納 付 期 限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 期</td><td>95,000円</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>後 期</td><td>95,000円</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	学 期	納 付 額	納 付 期 限	前 期	95,000円	(略)	後 期	95,000円	(略)
学 期	納 付 額	納 付 期 限																	
前 期	96,500円	(略)																	
後 期	96,500円	(略)																	
学 期	納 付 額	納 付 期 限																	
前 期	95,000円	(略)																	
後 期	95,000円	(略)																	
2 (略)	2 (略)																		
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門学校</td><td>新潟県立十日町看護専門学校 (略)</td><td>十日町市 (略)</td></tr> </tbody> </table>	種 類	名 称	位 置	看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校 (略)	十日町市 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門学校</td><td>新潟県立十日町看護専門学校</td><td>十日町市</td></tr> <tr> <td></td><td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td><td>燕市</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	種 類	名 称	位 置	看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市		新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市		(略)	(略)
種 類	名 称	位 置																	
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校 (略)	十日町市 (略)																	
種 類	名 称	位 置																	
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市																	
	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市																	
	(略)	(略)																	

第2条 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

種 類	名 称	位 置
病 院	新潟県立妙高病院	妙高市
	新潟県立中央病院	上越市
	新潟県立柿崎病院	上越市
	新潟県立十日町病院	十日町市
	新潟県立精神医療センター	長岡市
	新潟県立加茂病院	加茂市
	新潟県立津川病院	東蒲原郡阿賀町
	新潟県立吉田病院	燕市
	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟市
	新潟県立新発田病院	新発田市
	新潟県立坂町病院	村上市

診療所	新潟県立まつだい診療センター	十日町市
-----	----------------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県病院事業の設置等に関する条例第5条の3第1項の改正並びに次項及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和9年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の新潟県病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）第5条の3第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後において転入学をした者に係る授業料の額は、新条例第5条の3第1項の規定にかかわらず、当該転入学をした者が属する学年の在学者に係る額と同額とする。